



得々ニ情報

大和木材株式会社

〒891-1105

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL ; 099-298-2288(代)

FAX ; 099-298-2290

第 21 号

1998年 4月 1日

…建築基準法の一部改正案が出ました…

去る3月17日、建築基準の性能規定化、建築確認・検査の民間解放などが2年以内に施工されることになりました。又、木造3階建共同住宅も1年以内に準防火地域で建てられるようになります。主なポイントは次の通りです。

1. 建築確認等の合理化



これまで建築主事が行っていた確認・検査業務を公正中立な民間機関でも出来るようになる。(この民間機関は、都道府県知事又は建設大臣が指定する)

2. 建築規制の合理化

性能規定化等の基準体系を導入することと、土地の有効利用の為の規制を導入する。性能規定では、一定の性能を満たすことを証明できれば、多様な材料、設備・構造を採用できる。その為の性能項目規準を明示すると共にそれを検証するための試験方法や計算方法を提示する。例えば、耐火設計法の導入により大規模木造等の建築が容易になる。又規格化された部材・設備・住宅などの製造者の認証により建築確認・検査の一部を省略できる。(大手ハウスメーカーに有利)その他、住宅・居室の日照規定の廃止など規制の緩和も行われる。

一方土地の有効利用のため隣接建築物との設計調整により複数建築物について一体的に規制を適用する。

3. 建築規制の実効性の確保

民間機関の利用などにより、中間検査を強化すると共に、完了検査を徹底する。

又、建築士等の業務責任も明確化される。

以上のように、規制が緩和されると同時に責任の所在を明確にして自由な設計が出来るようになりそうですが果たしてこれが我々中小企業にとって、有利か不利か真剣に考えてみたいものです。

★木製エクステリアフェアの御礼



去る、3月14、15日に黎明館において行いましたエクステリアフェアは2000人強の入場者を数え、大きな反響を得ることが出来ました。有難うございました。木の持つ優しさに目を向ける人が多くなったということではないでしょうか。これが木造住宅の振興につながることを期待したいものです。

《定休日》4月は、5、12、16、17、18、19、26日です。

5月は、3、4、5、10、17、23、24、31日です。

4月16～18日は、社員旅行になります。ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)